

◎佐賀県条例第5号

佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項に規定する期末手当及び前項に規定する手当の額及びその支給対象は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、当該会計年度における会計年度任用職員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。）又は任命権者が別に定める者に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p>8 略</p> <p><u>9・10 略</u></p> <p>(第2号会計年度任用職員に対する給与)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する<u>手当の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。</u>ただし、当該会計年度における会計年度任用職員と</p>	<p>(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項に規定する期末手当の額及びその支給対象は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、当該会計年度における会計年度任用職員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。）又は任命権者が別に定める者に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p>8 略</p> <p>9 <u>第6項に規定する手当に相当する報酬の額及びその支給対象は、一般職の職員が受ける手当の例による。ただし、これにより難しい場合は、任命権者が別に定める。</u></p> <p><u>10・11 略</u></p> <p>(第2号会計年度任用職員に対する給与)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する<u>期末手当の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。</u>ただし、当該会計年度における会計年度任用職</p>

改正前	改正後
<p>しての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。）に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p>（休職者の報酬等）</p> <p><b>第6条</b> 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる報酬等（<u>第2条第10項</u>に規定する旅費に係る費用弁償を除く。以下この条及び次条において同じ。）も支給しない。ただし、任命権者が別に定める者に対しては、その期間中、報酬等を支給することができる。</p>	<p>員としての任期の合計が6月未満である者（当該任期の合計と任命権者が別に定める期間との合計が6月以上である者を除く。）に対しては、期末手当は支給しない。</p> <p><u>6 第1項に規定する手当（期末手当を除く。）の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、これにより難い場合は、任命権者が別に定める。</u></p> <p>（休職者の報酬等）</p> <p><b>第6条</b> 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、いかなる報酬等（<u>第2条第11項</u>に規定する旅費に係る費用弁償を除く。以下この条及び次条において同じ。）も支給しない。ただし、任命権者が別に定める者に対しては、その期間中、報酬等を支給することができる。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。